

受動喫煙に関する取組みについて

1 本市に提出された陳情書について

※「陳情書」・・・小金井市議会議長宛てに提出され、議会において審議される案件

(1) 受動喫煙防止対策 推進意見

No.	提出日	提出者	審査案件名	趣旨
1	H28. 5. 20	スモークフリー inTOKYO	住民の健康増進と 2020 東京オリンピック・パラ リンピックに向けて「受 動喫煙防止条例」の早期 制定を求める陳情書	受動喫煙は「タバコを吸わない人が健康被害を被る」ことから社会的政策が強く求められている。2020年までに、「受動喫煙防止条例」早期制定を求める。

(2) バランスのとれた受動喫煙防止対策 推進意見

No.	提出日	提出者	審査案件名	趣旨
1	H28. 7. 27	東京都飲食業生活 衛生同業組合	小金井市における、バラ ンスのとれた受動喫煙防 止対策を求める陳情書	受動喫煙に関し、国や都において法制化による規制の検討が行われており、陳情者としても受動喫煙は防止すべきと考えているが、その対策は飲食施設の事業者や施設管理者が実態に即した判断により行うもので法制化により強制的に規制するものではなく、分煙や店頭表示をすすめることで受動喫煙は防止できると考える。 小金井市においても、条例化による強制的な規制の検討がなされることなく、飲食施設業者の取組による受動喫煙防止対策に理解、支援を求める。

No.	種別	提出日	提出者	陳情・要望書名	趣旨
2		H28. 8. 12	東京都社交 飲食業生活 衛生同業組 合	東京都小金井市におけ る、バランスのとれた受 動喫煙防止対策を求める 陳情書	No. 1 と同趣旨
3		H28. 8. 23	東京都たば こ商業協同 組合連合会	小金井市における受動喫 煙防止に関する要望	受動喫煙防止対策は、各事業主や施設管理者が実態に則した判断によりなされるべきであり、法制化による一律的、強制的な規制によるべきものではない。分煙や店頭表示等様々な取組により、たばこを吸う方と吸われない方が共存できる社会こそ、日本が誇るおもてなしと考えている。よって、事業主の自主的な取組による受動喫煙防止対策をおこなっていただけるよう切に願います。

2 国・都の動き

(1) 国の動き

H27. 6 労働安全衛生法の一部改正により、職場の受動喫煙防止に関する事業者の適切な措置が努力義務となる。

H27. 11 東京オリンピック・パラリンピック開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、競技大会及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化するという基本方針が出される。

H28. 1 各関係省庁の局長級等で構成された対策強化検討チームが設置される（東京都はオブザーバーとして参加）。

H28. 8 厚生労働省 有識者検討会 「喫煙と健康影響」に関する報告書を発表

受動喫煙と肺がんとの因果関係は、「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である（レベル1）」と判定

H28. 10 厚生労働省 受動喫煙防止に向け、罰則付きで法整備する方向を発表
施設管理者・・・禁煙場所の範囲・喫煙室の位置の掲示する義務

利用者 . . . 禁煙場所で喫煙しない義務

違反者が勧告や命令に従わない場合、過料などの罰則が適用

- ・ 官公庁や社会福祉施設 「建物内禁煙」
- ・ 学校や医療機関 「敷地内禁煙」
- ・ 飲食店等のサービス業施設や職場 「原則建物内禁煙」(煙が外に流出するのを防ぐ喫煙室の設置容認)

(2) 東京都の動き

(H28.7 現在、東京都多摩府中保健所が都所管課に確認)

国が全国的な強化の動きを示したため、都単独で条例化はせず、国の動きを見据えながら検討していくとのこと。

(3) 26市の状況

H28.6 現在、受動喫煙防止に関する条例や規則等を制定する予定がある市はなし。

主な理由：

- ・ 広域的な対応が必要であると考え、国や都の動向を確認の上、検討する。
- ・ 条例を制定して規制するのではなく、喫煙者のマナーアップの向上を推進するという基本方針であるため。
- ・ 国の法律や都の命令によらないと、実効性がないと考えるため。

3 本市における現在の取組みについて

【資料2】健康増進計画の進捗状況調査 (平成27年度実施分) No. 41～No. 55 参照